

## 関係法令抜粋

(令和7年10月1日現在)

○ 放送法（抄）	1
○ 放送法施行規則（抄）	8
○ 基幹放送普及計画（抄）	13
○ 放送法関係審査基準（抄）	16
○ 基幹放送の業務に係る特定役員及び支配関係の定義並びに 表現の自由享有基準の特例に関する省令（抄）	26

## ○ 放送法（抄）

（昭和二十五年法律第百三十二号）

### （放送番組編集の自由）

第三条 放送番組は、法律に定める権限に基づく場合でなければ、何人からも干渉され、又は規律されることがない。

### （国内放送等の放送番組の編集等）

第四条 放送事業者は、国内放送及び内外放送（以下「国内放送等」という。）の放送番組の編集に当たつては、次の各号の定めるところによらなければならない。

- 一 公安及び善良な風俗を害しないこと。
- 二 政治的に公平であること。
- 三 報道は事実をまげないすること。
- 四 意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること。

2 放送事業者は、テレビジョン放送による国内放送等の放送番組の編集に当たつては、静止し、又は移動する事物の瞬間的影像を視覚障害者に対して説明するための音声その他の音響を聴くことができる放送番組及び音声その他の音響を聴覚障害者に対して説明するための文字又は図形を見ることができる放送番組をできる限り多く設けるようにしなければならない。

### （番組基準）

第五条 放送事業者は、放送番組の種別（教養番組、教育番組、報道番組、娯楽番組等の区分をいう。以下同じ。）及び放送の対象とする者に応じて放送番組の編集の基準（以下「番組基準」という。）を定め、これに従つて放送番組の編集をしなければならない。

2 放送事業者は、国内放送等について前項の規定により番組基準を定めた場合には、総務省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。これを変更した場合も、同様とする。

### （放送番組審議機関）

第六条 放送事業者は、放送番組の適正を図るため、放送番組審議機関（以下「審議機関」という。）を置くものとする。

- 2 審議機関は、放送事業者の諮問に応じ、放送番組の適正を図るため必要な事項を審議するほか、これに関し、放送事業者に対して意見を述べることができる。
- 3 放送事業者は、番組基準及び放送番組の編集に関する基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、審議機関に諮問しなければならない。
- 4 放送事業者は、審議機関が第二項の規定により諮問に応じて答申し、又は意見を述べた事項があるときは、これを尊重して必要な措置をしなければならない。
- 5 放送事業者は、総務省令で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を審議機関に報告しなければならない。
  - 一 前項の規定により講じた措置の内容
  - 二 第九条第一項の規定による訂正又は取消しの放送の実施状況
  - 三 放送番組に関して申出のあつた苦情その他の意見の概要

第七条 放送事業者の審議機関は、委員七人（テレビジョン放送による基幹放送を行う放送事業者以外の放送事業者の審議機関にあつては、総務省令で定める七人未満の員数）以上をもつて組織する。

- 2 放送事業者の審議機関の委員は、学識経験を有する者のうちから、当該放送事業者が委嘱する。
- 3 二以上の放送事業者は、次に掲げる要件のいずれをも満たす場合には、共同して審議機関を置くことができる。この場合においては、前項の規定による審議機関の委員の委嘱は、これらの放送事業者が共同して行う。
  - 一 当該放送事業者のうちに同一の認定放送持株会社の関係会社（第百五十八条第二項に規定する関係会社をいう。）である基幹放送事業者（その基幹放送に係る放送対象地域（第九十一条第二項第二号の放送対象地域をいう。第十四条において同じ。）が全国である者を除く。）が二以上含まれていないこと。
  - 二 当該放送事業者のうちに基幹放送事業者がある場合において、いずれの基幹放送事業者についても当該基幹放送事業者以外の全ての放送事業者との間において次に掲げる要件のいずれかを満たす放送区域（電波法第十四条第二項第二号の規定により基幹放送の業務に用いられる基幹放送局の免許記録（同法第十四条の二に規定する免許記録をいう。以下同じ。）に記録されている放送区域をいう。以下この項において同じ。）又は業務区域（第百二十六条第二項第四号の業務区域をいう。以下この項において同じ。）の重複があること。
    - イ 放送区域又は業務区域が重複する区域の面積が当該いずれかの放送事業者の放送区域又は業務区域の面積の三分の二以上に当たること。
    - ロ 放送区域又は業務区域が重複する部分の放送区域の区域内の人口が当該いずれかの放送事業者の放送区域又は業務区域内の全人口の三分の二以上に当たること。
  - 三 当該放送事業者のうちに二以上の一般放送事業者がある場合において、当該一般放送事業者のうちのいずれの二の一般放送事業者の間においても次に掲げる要件のいずれかを満たす関係があること。
    - イ 業務区域が重複し、かつ、業務区域が重複する区域の面積が当該いずれかの一般放送事業者の業務区域の面積の三分の二以上に当たること。
    - ロ 業務区域が重複し、かつ、業務区域が重複する区域の人口が当該いずれかの一般放送事業者の業務区域内の全人口の三分の二以上に当たること。
    - ハ 当該二の一般放送事業者の業務区域の属する都道府県が同一であること。

（番組基準等の規定の適用除外）

第八条 前三条の規定は、経済市況、自然事象及びスポーツに関する時事に関する事項その他総務省令で定める事項のみを放送事項とする放送又は臨時かつ一時の目的（総務省令で定めるものに限る。）のための放送を専ら行う放送事業者には、適用しない。

（広告放送の識別のための措置）

第十二条 放送事業者は、対価を得て広告放送を行う場合には、その放送を受信する者がその放送が広告放送であることを明らかに識別することができるようしなければならない。

（認定）

第九十三条 基幹放送の業務を行おうとする者は、次に掲げる要件のいずれにも該当することについて、総務大臣の認定を受けなければならない。

- 一 当該業務に用いられる基幹放送局設備を確保することが可能であること。
- 二 当該業務を維持するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること。
- 三 当該業務に用いられる電気通信設備（基幹放送局設備を除く。以下「基幹放送設備」という。）が第百十一条第一項の総務省令で定める基準に適合すること。
- 四 衛星基幹放送の業務を行おうとする場合にあつては、当該衛星基幹放送において使用する周波数が衛星基幹放送に関する技術の発達及び普及状況を勘案して総務省令で定める衛星基幹放送に係る周波数の使用に関する基準に適合すること。
- 五 当該業務を行おうとする者が次のいずれにも該当しないこと。ただし、当該業務に係る放送の種類、放送対象地域その他の事項に照らして基幹放送による表現の自由ができるだけ多くの者によつて享有されることが妨げられないと認められる場合として総務省令で定める場合は、この限りでない。
  - イ 基幹放送事業者
  - ロ イに掲げる者に対して支配関係を有する者
  - ハ イ又はロに掲げる者がある者に対して支配関係を有する場合におけるその者
- 六 当該認定をすることが基幹放送普及計画に適合することその他放送の普及及び健全な発達のために適切であること。
- 七 当該業務を行おうとする者が次のイからルまで（衛星基幹放送、移動受信用地上基幹放送又はコミュニティ放送（超短波放送による地上基幹放送のうち、一の市町村の全部若しくは一部の区域又はこれに準ずる区域として総務省令で定めるものにおいて受信されることを目的として行われるもの）の業務を行おうとする場合にあつては、ホを除く。）のいずれにも該当しないこと。
  - イ 日本の国籍を有しない人
  - ロ 外国政府又はその代表者
  - ハ 外国の法人又は団体
  - ニ 法人又は団体であつて、イからハまでに掲げる者が特定役員であるもの又はこれらの者がその議決権の五分の一以上を占めるもの
  - ホ 法人又は団体であつて、（1）に掲げる者により直接に占められる議決権の割合（（2）及び次項第十一号において「外国人等直接保有議決権割合」という。）とこれらの者により（2）に掲げる者を通じて間接に占められる議決権の割合として総務省令で定める割合（同号ハ及び第百十六条第三項において「外国人等間接保有議決権割合」という。）とを合計した割合が五分の一以上であるもの（ニに該当する場合を除く。）
    - （1） イからハまでに掲げる者
    - （2） 外国人等直接保有議決権割合が総務省令で定める割合以上である法人又は団体
  - ヘ この法律又は電波法に規定する罪を犯して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
  - ト 第百三条第一項又は第百四条（第五号を除く。）の規定により認定の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者
  - チ 第百三十一条の規定により登録の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者
  - リ 電波法第七十五条第一項又は第七十六条第四項（第四号を除く。）の規定により基幹放送局の免許の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者

- ヌ 電波法第二十七条の十六第一項又は第六項（第四号を除く。）の規定により移動受信用地上基幹放送をする無線局に係る同法第二十七条の十四第一項に規定する開設計画の認定の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者
- ル 法人又は団体であつて、その役員がへからヌまでのいずれかに該当する者であるもの
- 2 前項の認定を受けようとする者は、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。
- 一 氏名又は名称及び住所
  - 二 基幹放送の種類
  - 三 基幹放送の業務に用いられる基幹放送局について電波法の規定による免許を受けようとする者又は当該免許を受けた者の氏名又は名称
  - 四 希望する放送対象地域
  - 五 基幹放送に関し希望する周波数
  - 六 業務開始の予定期日
  - 七 放送事項
  - 八 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要
  - 九 基幹放送設備の一部を構成する設備の運用を他人に委託しようとする場合にあつては、当該設備の概要及び委託先の氏名又は名称
  - 十 衛星基幹放送の業務の認定を受けようとする場合にあつては、当該衛星基幹放送の業務に係る人工衛星の軌道又は位置
  - 十一 法人又は団体にあつては、次に掲げる事項
    - イ 特定役員の氏名又は名称
    - ロ 外国人等直接保有議決権割合
    - ハ 地上基幹放送（コミュニティ放送を除く。）の業務の認定を受けようとする場合にあつては、外国人等直接保有議決権割合と外国人等間接保有議決権割合とを合計した割合
- 3 前項の申請書には、事業計画書、事業収支見積書その他総務省令で定める書類を添付しなければならない。
- 4 第一項の認定（協会又は学園の基幹放送の業務その他総務省令で定める特別な基幹放送の業務に係るもの）の申請は、総務大臣が公示する期間内に行わなければならない。第九十六条第一項の認定の更新（地上基幹放送の業務に係るものに限る。）の申請についても、同様とする。
- 5 前項の期間は、一月を下らない範囲内で申請に係る基幹放送において使用する周波数ごとに定める期間（地上基幹放送において使用する周波数にあつては、その周波数を使用する基幹放送局に係る電波法第六条第八項の公示の期間と同一の期間）とし、前項の規定による期間の公示は、基幹放送の種類及び放送対象地域その他認定の申請に資する事項を併せ行うものとする。

#### （指定事項及び認定記録）

- 第九十四条 前条第一項の認定は、次の事項（衛星基幹放送にあつては、次の事項及び当該衛星基幹放送の業務に係る人工衛星の軌道又は位置）を指定して行う。
- 一 電波法の規定により基幹放送の業務に用いられる基幹放送局の免許を受けた者の氏名又は名称
  - 二 放送対象地域
  - 三 基幹放送に係る周波数
- 2 総務大臣は、前条第一項の認定をしたときは、当該認定に係る次に掲げる事項（衛星基幹放送にあつては、当該衛星基幹放送の業務に係る人工衛星の軌道又は位置を含む。）を記録した電磁的記録

を作成し、遅滞なく、その旨及び総務省令で定める事項を当該認定に係る認定基幹放送事業者に通知するとともに、当該電磁的記録に記録されている事項を、当該認定の有効期間中、当該認定基幹放送事業者が閲覧することができる状態に置かなければならない。

- 一 認定の年月日及び認定の番号
- 二 認定を受けた者の氏名又は名称
- 三 基幹放送の種類
- 四 電波法の規定により基幹放送の業務に用いられる基幹放送局の免許を受けた者の氏名又は名称
- 五 放送対象地域
- 六 基幹放送に係る周波数
- 七 放送事項

#### (証明書の交付)

第九十四条の二 認定基幹放送事業者は、総務大臣に対し、前条第二項の規定により作成された当該認定基幹放送事業者に係る電磁的記録（以下「認定記録」という。）に記録されている事項を証明した書面の交付を請求することができる。

#### (国内基幹放送等の放送番組の編集等)

第百六条 基幹放送事業者は、テレビジョン放送による国内基幹放送及び内外基幹放送（内外放送である基幹放送をいう。）（以下「国内基幹放送等」という。）の放送番組の編集に当たつては、特別な事業計画によるものを除くほか、教養番組又は教育番組並びに報道番組及び娯楽番組を設け、放送番組の相互の間の調和を保つようにしなければならない。

- 2 基幹放送事業者は、国内基幹放送等の教育番組の編集及び放送に当たつては、その放送の対象とする者が明確で、内容がその者に有益適切であり、組織的かつ継続的であるようにするとともに、その放送の計画及び内容をあらかじめ公衆が知ることができるようにしなければならない。この場合において、当該番組が学校向けのものであるときは、その内容が学校教育に関する法令の定める教育課程の基準に準拠するようにしなければならない。

第百七条 前条第一項の規定の適用を受けるテレビジョン放送を行う基幹放送事業者に対する第六条の規定の適用については、同条第三項中「及び放送番組の編集に関する基本計画」とあるのは「、放送番組の編集に関する基本計画及び放送番組の種別の基準」と、同条第五項及び第六項中「次の各号に掲げる事項」とあるのは「次の各号に掲げる事項並びに放送番組の種別及び放送番組の種別ごとの放送時間」とする。

#### (災害の場合の放送)

第百八条 基幹放送事業者は、国内基幹放送等を行うに当たり、暴風、豪雨、洪水、地震、大規模な火事その他による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、その発生を予防し、又はその被害を軽減するために役立つ放送をするようにしなければならない。

#### (学校向け放送における広告の制限)

第百九条 基幹放送事業者は、学校向けの教育番組の放送を行う場合には、その放送番組に学校教育の妨げになると認められる広告を含めてはならない。

(放送番組の供給に関する協定の制限)

第百十条 基幹放送事業者は、特定の者からのみ放送番組の供給を受けることとなる条項を含む放送番組の供給に関する協定を締結してはならない。

(設備等の維持)

第百十一条 認定基幹放送事業者は、基幹放送設備及びその運用のための業務管理体制（当該認定基幹放送事業者が基幹放送設備の一部を構成する設備の運用を他人に委託している場合にあつては、委託先における業務管理体制を含む。以下「基幹放送設備等」という。）を総務省令で定める基準に適合するように維持しなければならない。

- 2 前項の基準は、これにより次に掲げる事項が確保されるものとして定められなければならない。
- 一 基幹放送設備の損壊若しくは故障又は不適切な運用により、基幹放送の業務に著しい支障を及ぼさないようにすること。
  - 二 基幹放送設備等を用いて行われる基幹放送の品質が適正であるようにすること。

## ○ 放送法施行規則（抄）

（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）

### （番組基準等の公表）

第四条 法第五条第二項及び第六条第六項（法第八十一条第六項において準用する場合を含む。）の公表は、放送事業者が行う放送に係る放送対象地域（法第九十一条第二項第二号の放送対象地域をいう。以下同じ。）又は業務区域（法第百二十六条第二項第四号の業務区域をいう。以下同じ。）において、次の各号に掲げる方法により行うものとする。

- 一 当該放送事業者が行う放送
  - 二 当該事項を記載した書面の当該放送事業者の各事務所への備置き
  - 三 インターネットの利用その他のできるだけ多くの公衆が知ることができる方法
- 2 前項の規定にかかわらず、法第百七条（法第八十一条第三項において準用する場合を含む。以下この条及び次条において同じ。）の規定により読み替えて適用する法第六条第六項の規定による放送番組の種別及び放送番組の種別ごとの放送時間の公表は、インターネットの利用その他のできるだけ多くの公衆が知ることができる方法により行うものとする。
  - 3 法第六条第六項第一号（法第八十一条第六項において準用する場合を含む。）の審議機関の議事の概要の公表については、次の各号に掲げる事項を公表するものとする。
    - 一 出席者の氏名
    - 二 議題及び審議の経過の概要
    - 三 前二号に掲げるもののほか、放送番組審議機関（以下「審議機関」という。）の審議状況を示す主な事項
  - 4 法第百七条の規定により読み替えて適用する法第六条第六項の規定による放送番組の種別及び放送番組の種別ごとの放送時間の公表については、毎年四月から各六箇月の期間ごとに、当該期間における各月の第三週の期間に放送した放送番組を教養番組、教育番組、報道番組、娯楽番組及びその他の放送番組（通信販売番組（視聴者に商品又はサービスの内容、販売価格その他の条件を提示し、郵便、電話その他の方法により売買契約の申込みを受けて当該提示した条件に従つて当該商品又はサービスを販売することを目的とする放送番組をいう。以下同じ。）その他教養番組、教育番組、報道番組及び娯楽番組以外の放送番組をいう。以下同じ。）の区分に分類し、当該各六箇月の期間が経過した後速やかに行うものとする。
  - 5 前項の公表をする場合においては、その他の放送番組は、通信販売番組とそれ以外のものとに細分するものとする。
  - 6 法第六条第六項第一号（法第八十一条第六項において準用する場合を含む。）に掲げる事項の公表は、当該審議機関の終了後速やかに行うものとし、法第六条第六項第二号（法第八十一条第六項において準用する場合を含む。）に掲げる事項の公表は、当該措置が講じられた後速やかに行うものとする。

### （審議機関への報告）

第五条 法第六条第五項（法第八十一条第六項において準用する場合及び法第百七条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による審議機関への報告は、当該事項を記載した書面をもつて行うものとする。

- 2 前項の規定によるほか、法第六条第五項第二号及び第三号（法第八十一条第六項において準用する場合及び法第百七条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に掲げる事項については、審議機関の審議に資するよう当該事項に係る放送番組の視聴その他の当該事項の内容が容易に分かる方法により報告するものとする。
- 3 法第六条第五項（法第八十一条第六項において準用する場合及び法第百七条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による審議機関への報告は、次の各号に定めるところにより行うものとする。
  - 一 法第六条第五項第一号及び第二号（法第八十一条第六項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）に掲げる事項の報告については、法第六条第五項第一号に規定する措置又は法第九条第一項（法第八十一条第六項において準用する場合を含む。）の規定による措置が講じられた直後の審議機関の開催時に行わなければならない。ただし、報告の準備に時間を要する場合その他やむを得ない事情があるときは、その次の審議機関の開催時に行うことができる。
  - 二 法第六条第五項第三号（法第八十一条第六項において準用する場合を含む。）に掲げる事項の報告については、審議機関の開催の都度行わなければならない。ただし、同一月内に審議機関を二回以上開催する場合にあってはそのいずれかの開催時に行うことができる。
  - 三 法第百七条の規定により読み替えて適用する法第六条第五項の規定による放送番組の種別及び放送番組の種別ごとの放送時間の報告については、毎年四月から各六箇月の期間ごとに、当該期間における各月の第三週の期間に放送した放送番組を教養番組、教育番組、報道番組、娯楽番組及びその他の放送番組の区分に分類し、当該各六箇月の期間が経過した直後の審議機関の開催時に行わなければならない。ただし、報告の準備に時間を要する場合その他やむを得ない事情があるときは、その次の審議機関の開催時に行うことができる。
- 4 前項第三号の報告をする場合においては、その他の放送番組は、通信販売番組とそれ以外のものとに細分するものとする。

（番組基準等の規定の適用除外）

- 第七条 法第八条（法第八十一条第六項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の総務省令で定める事項は、次のとおりとする。
- 一 交通情報、道路情報又は駐車場情報
  - 二 自己又は他人の営業に関する広告
  - 三 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する学校、専修学校又は各種学校が同法の定めるところによる教科に関してその教員に行わせる授業
  - 四 囲碁若しくは将棋に関する時事、実況、解説又は講座
  - 五 放送番組の検索又は選択に関する情報
  - 六 受信機が正常に作動するために必要なプログラム（法第二十条の三第七項に規定するプログラムをいう。次条及び第十四条の六において同じ。）の変換に必要な情報
  - 七 基幹放送普及計画の定めるところにより、他の放送事業者の放送と同一の放送を同時に行う場合における当該他の放送事業者の放送番組
- 2 法第八条に規定する臨時かつ一時の目的のための放送（以下「臨時目的放送」という。）は、次の各号に掲げる事項のいずれかを目的とするものでなければならない。
    - 一 国又は地方公共団体が主催し、後援し、又は協賛する博覧会その他これに類する催し物の用に供すること。

二 暴風、豪雨、洪水、地震、大規模な火事その他のによる災害が発生した場合に、その被害を軽減するため役立つこと。

(認定の申請)

第六十一条 基幹放送の業務の認定の申請は、次の各号に掲げる基幹放送の区分に応じ、当該各号に定める項目ごとに行わなければならない。

- 一 地上基幹放送 (略)
- 二 衛星基幹放送 放送の種類ごと、希望する人工衛星の軌道又は位置ごと、かつ、希望する一の周波数（一の周波数を使用して二以上の放送番組を放送をする場合にあつては、放送をする一の放送番組）ごと
- 三 移動受信用地上基幹放送 (略)

(申請書)

第六十五条 法第九十三条第二項に規定する申請書の様式は、別表第六号に掲げるとおりとする。

(添付書類等)

第六十六条 法第九十三条第三項の事業計画書の様式は別表第七号に掲げるとおりとし、同項の事業収支見積書の様式は別表第八号に掲げるとおりとする。

- 2 法第九十三条第三項の総務省令で定める書類は、別表第九号の様式による基幹放送の業務を維持するに足りる技術的能力があることを説明した書類及び別表第十号の様式による基幹放送の業務に用いられる設備等の工事に係る費用を説明した書類（地上基幹放送の場合に限る。）とする。

(申請手続の簡略)

第六十八条 同一人が行う二以上の衛星基幹放送の業務の認定の申請は、その申請を同時に行う場合に限り、希望する人工衛星の軌道又は位置ごと及び希望する周波数の一ごとに、同時に申請しようとする衛星基幹放送の業務に係る放送の種類及び放送番組の数を明示した一の申請書並びに各衛星基幹放送の業務に係る添付書類を提出することによって行うことができる。

(認定の際に指定する周波数の表示)

第六十九条 広帯域伝送方式（デジタル放送の標準方式第五章第二節又は第六章第三節に定める広帯域伝送方式をいう。以下同じ。）又は高度広帯域伝送方式（デジタル放送の標準方式第五章第三節又は第六章第五節に定める高度広帯域伝送方式をいう。以下同じ。）（以下「広帯域伝送方式等」という。）による衛星基幹放送の業務に係る法第九十四条第一項第三号の規定による周波数の指定に際しては、次に掲げる事項を指定する。ただし、第八号から第十一号までに掲げる事項についてはテレビジョン放送を行う衛星基幹放送の業務の場合、第十二号に掲げる事項については超高精細度テレビジョン放送に係る試験放送を行う場合であつて、二以上の者により一の周波数を一定時間ずつ使用するときに限り指定するものとする。

- 一 中央の周波数
- 二 伝送方式（広帯域伝送方式又は高度広帯域伝送方式の別）
- 三 一秒におけるシンボル数又は一秒における基準シンボル数（使用するシンボル数が瞬間ごとに変動する場合において、基準となるシンボル数をいう。以下同じ。）

- 四 補完放送（電波法施行規則第二条第一項第二十八号の九に規定する補完放送をいう。以下同じ。）の方法（補完放送を行う場合に限る。）
- 五 スロットの番号
- 六 搬送波の変調の方式
- 七 誤り訂正内符号の符号化率
- 八 一の映像の符号化される映像信号の走査方式及び一の映像の走査線数
- 九 一の映像の符号化された映像信号の水平方向の輝度信号の画素数
- 十 一の映像の符号化された映像信号のフレーム周波数（デジタル放送の標準方式第四条第一項の規定により符号化される映像信号に限る。）
- 十一 一の映像の符号化された映像信号の一つフレーム当たりの垂直方向の輝度信号の画素数
- 十二 放送時間帯
- 2～4 略
- 5 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- 一 中央の周波数 基幹放送局が放送番組の放送に使用する周波数帯の中央の周波数をいう。
- 二 スロット 広帯域伝送方式による放送にあつてはデジタル放送の標準方式第五十三条第一項に規定するスロットをいい、高度広帯域伝送方式による放送にあつてはデジタル放送の標準方式第六十条第一項に規定するスロットをいう。
- 三 搬送波の変調の方式 次のイ又はロに掲げる基幹放送の区分に応じて、当該イ又はロに定める方式をいう。
- イ 衛星基幹放送 広帯域伝送方式による放送にあつてはデジタル放送の標準方式第五十二条第二項に規定する変調の形式、高度広帯域伝送方式による放送にあつてはデジタル放送の標準方式第五十九条第二項に規定する変調の形式
- ロ 移動受信用地上基幹放送 （略）
- 四 誤り訂正内符号の符号化率 次のイ又はロに掲げる基幹放送の区分に応じて、当該イ又はロに定める符号化率をいう。
- イ 衛星基幹放送 広帯域伝送方式による放送にあつてはデジタル放送の標準方式第五十三条第二項に規定する誤り訂正内符号の符号化率、高度広帯域伝送方式による放送にあつてはデジタル放送の標準方式第六十条第二項に規定する誤り訂正内符号の符号化率
- ロ 移動受信用地上基幹放送 （略）
- （認定記録等）
- 第七十条 法第九十四条第二項の総務省令で定める事項は、同項第一号の認定の番号（第七十八条第一項第六号及び第七十九条第一項第五号において「認定番号」という。）及び暗証符号その他の認定記録（法第九十四条の二に規定する認定記録をいう。以下この条及び次条において同じ。）に記録されている事項を閲覧するために必要な事項とする。
- 2 総務大臣は、法第九十四条第二項の規定により認定記録を作成したときは、電子メールの送信その他のインターネットを利用する方法により、遅滞なく、その旨及び前項に規定する事項を当該認定記録に係る認定基幹放送事業者に通知するとともに、当該認定記録に記録されている事項を、当該認定基幹放送事業者が閲覧できる状態に置くものとする。
- 3 前条第一項の規定は、広帯域伝送方式等による放送を行う衛星基幹放送の業務に係る認定記録に周波数を記録する場合に準用する。

- 4 前条第二項の規定は、狭帯域伝送方式等による放送を行う衛星基幹放送の業務に係る認定記録に周波数を記録する場合に準用する。
- 5 前条第三項及び第四項の規定は、デジタル放送の標準方式第四章第一節又は第二節に定める放送を行う移動受信用地上基幹放送の業務に係る認定記録に周波数を記録する場合に準用する。

(証明書の請求及び交付)

第七十一条 認定基幹放送事業者は、法第九十四条の二の規定に基づき当該認定基幹放送事業者に係る認定記録に記録されている事項を証明した書面（以下この条において「認定記録事項証明書」という。）の交付を請求しようとするときは、別表第十一号の様式による認定記録事項証明書の交付請求書を総務大臣に提出するものとする。

- 2 総務大臣は、前項の交付請求書の提出があつたときは、別表第十一号の二の様式による認定記録事項証明書を当該交付請求書を提出した認定基幹放送事業者に交付するものとする。

(事業計画書の公表等)

第七十二条 総務大臣は、第六十五条の申請書（第七十四条第一項、第七十八条第一項及び第七十九条第一項の申請書並びに第七十七条及び第八十六条第一項の規定による届出書を含む。）及び第六十六条第一項の事業計画書（第七十四条第一項、第七十六条第一項、第七十八条第一項第七号及び第七十九条第一項第六号の事業計画並びに第八十六条第一項の規定により提出された書類を含む。）に記載された事項のうち、特に公表することが適当であるものを告示する。

- 2 総務大臣は、前項の規定により告示した事項について、インターネットの利用その他の方法により公表する。

(基幹放送の業務の開始等の届出)

第七十三条 法第九十五条第一項の規定による業務の開始の届出は、別表第十二号の様式により行うものとする。

- 2 法第九十五条第二項の規定による業務の休止の届出は、別表第十三号の様式により行うものとする。
- 3 法第百条の規定による業務の廃止の届出は、別表第十四号の様式により行うものとする。

## ○基幹放送普及計画（抄）

（昭和六十三年郵政省告示第六百六十号）

### 第1 基幹放送の計画的な普及及び健全な発達を図るための基本的事項

我が国の基幹放送は、全国的普及を義務付けられている日本放送協会（以下「協会」という。）、大学教育のための放送を行う放送大学学園法（平成14年法律第156号）第3条に規定する放送大学学園（以下「学園」という。）及び原則として地域社会を基盤として基幹放送を行う協会及び学園以外の基幹放送事業者（以下「民間基幹放送事業者」という。）により行うこととされている。このような体制の下で、基幹放送が国民に最大限に普及されてその効用をもたらすとともに健全な民主主義の発達に資するためには、基幹放送に関する技術の発達、需要の動向、地域の諸事情等を踏まえるとともに、各種放送メディアの特性並びに協会、学園及び民間基幹放送事業者の特質が十分發揮されるようにし、また、基幹放送による情報の多元的な提供及び地域性の確保並びに地域間における基幹放送の普及の均衡に適切に配慮しつつ、基幹放送の計画的な普及及び健全な発達を図ることが必要である。

このため、次のとおり、指針及び基本的事項を定める。

#### 1 基幹放送を国民に最大限に普及させるための指針

##### （1）国内放送の普及

- ア 地上基幹放送 （略）
- イ 衛星基幹放送

衛星基幹放送については、高精細度テレビジョン放送又は標準テレビジョン放送にあっては右旋円偏波（電波の伝搬の方向に向かって電界ベクトルが時間とともに時計回りの方向に回転する円偏波をいう。以下同じ。）の電波の周波数、超高精細度テレビジョン放送にあっては右旋円偏波及び左旋円偏波（円偏波のうち、右旋円偏波以外のものをいう。以下同じ。）の電波の周波数を使用して放送を行うことを基本として、放送に関する需要の動向を勘案するとともに、地上基幹放送及び有線一般放送との連携に留意しつつ、その普及を図るとともに次のとおりとする

- （ア）協会の衛星基幹放送
- （イ）学園の衛星基幹放送
- （ウ）民間基幹放送事業者の衛星基幹放送

民間基幹放送事業者の衛星基幹放送については、技術動向を踏まえ、高精細度テレビジョン放送及び超高精細度テレビジョン放送を中心としつつ、それぞれの特性を生かした放送を行うこと。また、衛星基幹放送による超高精細度テレビジョン放送以外の放送については、当該放送全体として、幅広い分野の多様な放送番組が確保されるよう配慮すること。

（エ）（略）

（2）～（3） （略）

2・3 （略）

### 第2 放送法第93条第1項第6号に規定する「基幹放送普及計画に適合すること」への適合（特定地上基幹放送事業者の場合にあっては、電波法第7条第2項第4号ハに規定する「基幹放送普及計画に適合すること」への適合）

1 「基幹放送普及計画に適合すること」に関しては、次の要件に該当すること。

- （1）放送法第106条第1項の規定に基づき、放送番組の相互の間の調和を保つこと（総合放送を行うものに限る。）。

- (2) 放送法第 106 条第 2 項の規定に基づき、教育番組の編集及び放送に当たって、その放送の対象とする者が明確で、内容がその者に有益適切であり、組織的かつ継続的であるようにするとともに、その放送の計画及び内容をあらかじめ公衆が知ることができるようにすること(この場合において、当該番組が学校向けのものであるときは、その内容が学校教育に関する法令の定める教育課程の基準に準拠すること。)。
- (3) 放送法第 108 条の規定に基づき、暴風、豪雨、洪水、地震、大規模な火事その他のによる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、その発生を予防し、又はその被害を軽減するために役立つ放送をすること。
- (4) 放送法第 109 条の規定に基づき、学校向けの教育番組の放送を行う場合には、その放送番組に学校教育の妨げになると認められる廣告を含めないこと。
- (5) 放送法第 110 条の規定に基づき、特定の者からのみ放送番組の供給を受けることとなる条項を含む放送番組の供給に関する協定を締結しないこと。
- (6) • (7) (略)

2 (略)

### 第3 基幹放送の区分ごとの放送対象地域及び放送対象地域ごとの放送系の数（衛星基幹放送及び移動受信用地上基幹放送に係る放送対象地域にあっては、放送系により放送をすることのできる放送番組の数）の目標

#### 1 総則

- (1) • (2) (略)
- (3) 次のいずれかに該当する基幹放送については、当該基幹放送の必要性、周波数事情その他の事情を勘案し、個別に必要な基幹放送が実施できるよう措置するものとする。  
ア～エ (略)  
オ 衛星基幹放送（次のいずれかに該当する基幹放送を除く。）  
(ア) 協会又は学園の衛星基幹放送  
(イ) 高精細度テレビジョン放送  
(ウ) 超高精細度テレビジョン放送  
カ (略)

#### 2 国内放送に関する基幹放送の区分ごとの放送対象地域及び放送対象地域ごとの放送系の数の目標

- (1) • (2) (略)
- (3) 衛星基幹放送  
ア・イ (略)  
ウ 民間基幹放送事業者の衛星基幹放送

基幹放送の区分	放送対象地域	放送系により放送をすることのできる放送番組の数の目標
超高精細度テレビジョン放送	全国	24程度（注1）
超高精細度テレビジョン放送以外のテレビジョン放送	全国	39程度～79程度（注2）

(注1) 1の周波数を放送衛星業務用の周波数以外の周波数を使用する衛星基幹放送の場合にあっては2分割、放送衛星業務用の周波数を使用する衛星基幹放送の場合にあっては3分割して利用する場合の放送番組の数。ただし、具体的な基幹放送の業務の認定に当たっては、今後のデジタル技術の進展及び当該放送における必要な音声品質、画像品質等を勘案することとし、これ以外の分割方法による利用を妨げるものではない。

(注2) 1の周波数を2分割、3分割又は4分割して利用する場合の放送番組の数。ただし、具体的な基幹放送の業務の認定に当たっては、今後のデジタル技術の進展及び当該放送における必要な音声品質、画像品質等を勘案することとし、これ以外の分割方法による利用を妨げるものではない。

(4) • (5) (略)

## ○放送法関係審査基準（抄）

（平成二十三年総務省訓令第三十号）

### 目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 地上基幹放送の業務の認定等（第3条・第4条）
- 第3章 衛星基幹放送の業務の認定等（第5条—第10条）
- 第3章の2 移動受信用地上基幹放送の業務の認定等（第10条の2—第10条の7）
- 第3章の3 経営基盤強化計画の認定等（第10条の8—第10条の11）
- 第4章 一般放送の業務の登録等（第11条—第14条）
- 第5章 受信障害区域における再放送（第15条・第16条）
- 第6章 認定放送持株会社の認定（第17条・第18条）

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この訓令は、放送法（昭和25年法律第132号。以下「法」という。）第93条第1項の規定に基づく基幹放送の業務の認定（電波法（昭和25年法律第131号）第7条第2項に基づく特定地上基幹放送局の免許を含む。）及び法第97条第1項の規定に基づく放送事項等の変更許可、法第105条の2第2項の規定に基づく特定地上基幹放送事業者の特例に係る確認及び同条第4項の規定に基づく変更の確認、法第116条の4第1項の規定に基づく特定放送番組同一化実施方針の認定及び法第116条の5第1項の規定に基づく特定放送番組同一化実施方針の変更の認定、法第126条から第128条までの規定に基づく一般放送の業務の登録及び法第130条の規定に基づく一般放送の業務の変更登録、法第140条の規定に基づく受信障害区域における再放送並びに法第159条第2項（法第165条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づく認定放送持株会社の認定に係る審査基準を定めることを目的とする。

#### （用語の定義）

第2条 この訓令において使用する用語の意義は、法及び放送法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第10号。以下「規則」という。）の定めるところによる。

### 第2章 地上基幹放送の業務の認定等

#### 第3条～第4条 （略）

### 第3章 衛星基幹放送の業務の認定等

#### （趣旨）

第5条 法第93条第1項による衛星基幹放送の業務の認定及び第97条第1項による放送事項等の変更許可を行うに当たっては、この章に定めるところによるものとする。

#### （認定の基準）

第6条 認定は、次の各号に適合していると認めるときに行う。

- (1) 衛星基幹放送の業務に用いられる基幹放送局設備を確保することが可能であること。  
基幹放送普及計画（昭和63年郵政省告示第660号）に基づき、基幹放送局の免許を受けた者において、現に認定基幹放送事業者の衛星基幹放送の業務の用に供していない周波数があり、申請に係る衛星基幹放送の業務を確実に実施できること。
- (2) 衛星基幹放送の業務を維持するに足りる経理的基礎があること。  
衛星基幹放送の業務が確実に開始され、かつ、継続的に運営されることを確保するため、経理的基礎が次に適合すること。
  - ア 事業開始までの所要資金の調達見通し  
事業開始までに必要な資金の調達が可能であり、かつ、その方法が適正なものであること。
  - イ 事業開始後の継続性  
事業収支見積りについては、各年度ごとに費用が適正に算出され、収入は合理的な予測を基に算出された内容のものであって、事業開始後において継続的な運営を確保するための資金計画に妥当性があること。
- (3) 衛星基幹放送事業者の業務を維持するに足りる技術的能力は、次に適合すること。
  - ア 規則第76条第3項第2号に規定する設備等維持業務（以下この章において「設備等維持業務」という。）を確実に実施することができる体制（設備等維持業務を他人に委託する場合は、委託先を含む。）について、平常時の放送設備の的確な運用及び非常災害発生等の緊急時を含め、放送設備の損壊等が発生した際における的確な対応を実施するための組織全体の連絡系統、各組織の名称、責任者、業務概要及び要員の数が記載されており、適正に要員を配置するとともに緊急時の連絡体制が整備されていること。
    - イ 設備等維持業務を確実に実施するための規程が整備されていること。
    - ウ 設備等維持業務の実施の状況を監督する責任者及び設備等維持業務に従事する者が当該設備等維持業務を確実に実施することができる実務経験等の能力を有していること。
    - エ 設備等維持業務を他人に委託する場合、規則第123条の7各号に規定する措置が講じられていること。
- (4) 衛星基幹放送の業務に用いられる電気通信設備は、次の要件に適合すること。
  - ア 法第111条第2項第1号の規定による設備の損壊又は故障に対する措置については、規則第104条から第115条まで及び第122条の規定に従い、別添1に掲げる対策が講じられていること。
  - イ 法第111条第2項第2号の規定による衛星基幹放送の品質に対する措置は、別添2に掲げる送信の標準方式に適合すること。
- (5) 衛星基幹放送に係る周波数の使用に関する基準（令和2年総務省令第9号）に適合していること。
- (6) 法第93条第1項第5号及び自由享有基準に規定する要件に適合していること。  
この場合において、自由享有基準第5条の規定に基づき、一の者が法人又は団体の議決権の10分の1又は3分の1を超える議決権を有しているか否かの判定は、次のアからウまでの議決権を合算して行うこと。
  - ア 一の者の名義に係る議決権
  - イ 一の者が自己の計算により議決権を有する場合であって、その議決権に係る株式の所有者の

名義が異なるときにおける当該議決権

ウ 一の者が、未公開株式に係る議決権の行使について、信託契約に基づき指図を行うことができる権限を有する場合等、信託の受託者が当該一の者の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる場合における当該議決権

(7) 認定をすることが基幹放送普及計画に適合することその他放送の普及及び健全な発達のために適切であること。

別紙2の基準に合致すること。

(8) 当該業務を行おうとする者が、法第93条第1項第7号イからルまで（ホを除く。）の各規定に該当しないこと。

第6条の2 (略)

(優先順位)

第7条 衛星基幹放送の業務に関し第6条(1)から(8)までに適合する衛星基幹放送事業者に指定するとのできる周波数が不足する場合には、別紙3の基準により比較審査を行うものとする。この場合において、次に掲げる周波数ごとに審査を行うものとする。

- (1) 放送衛星業務用の周波数（国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則付録第30号の規定に基づき我が国に割り当てられた11.7GHzから12.2GHzまでの放送衛星業務に使用される周波数を使用して行われる衛星基幹放送に使用される周波数をいう。以下同じ。）（右旋円偏波（基幹放送普及計画第1の1(1)イに規定する右旋円偏波をいう。以下同じ。）の電波の周波数に限る。）
- (2) 放送衛星業務用の周波数（左旋円偏波（基幹放送普及計画第1の1(1)イに規定する左旋円偏波をいう。以下同じ。）の電波の周波数に限る。）
- (3) 放送衛星業務用の周波数以外の周波数（国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則付録第30号の規定に基づき我が国に割り当てられた11.7GHzから12.2GHzまでの放送衛星業務に使用される周波数を使用して行われる衛星基幹放送以外の衛星基幹放送に使用される周波数をいう。以下同じ。）（右旋円偏波の電波の周波数に限る。）
- (4) 放送衛星業務用の周波数以外の周波数（左旋円偏波の電波の周波数に限る。）

(認定の際の指定事項の指定の方法)

第8条 指定事項（法第94条第1項各号に掲げる事項（規則第69条の規定に基づき併せて指定することとされている事項を含む。）をいう。以下同じ。）の指定の際には、申請者が希望する指定事項をそのまま指定するものとする。ただし、電波の公平かつ能率的な利用並びに衛星基幹放送の普及及び健全な発達の観点から、当該希望する指定事項をそのまま指定して認定を行うことが困難な場合であって、申請者から書面による同意を得たときは、職権により、当該指定事項以外の指定事項を指定するものとする。

(放送事項等の変更許可の基準)

第9条 法第97条第1項の規定による放送事項等の変更の許可に係る申請書類の審査に当たっては、第6条の規定を準用して審査するとともに、当該放送事項等の変更により当該衛星基幹放送の業務の同一性が失われないかどうかを審査し、同条の規定に適合し、かつ、同一性が失われない場合は許可するものとする。ただし、複数の衛星基幹放送の業務（放送衛星業務用の周波数以

外の周波数を使用するものに限る。) の認定を受けている者が、当該衛星基幹放送の業務の伝送容量等 (一秒におけるシンボル数、一秒における基準シンボル数、一秒における伝送容量又は一秒における基準伝送容量のことをいう。以下この条において同じ。) の合計の範囲内で、一部の衛星基幹放送の業務を廃止するとともに他の衛星基幹放送の業務の放送の音質、画質等の向上のためその指定された伝送容量等を増加する場合であって、伝送容量等を増加する衛星基幹放送の業務の放送事項に、廃止する衛星基幹放送の業務の放送事項の全部又は一部を加える場合は、衛星基幹放送の業務の同一性は失われないものとみなす。

(資料の提出)

第10条 この章に規定する審査を行うに当たって必要があると認めるときは、申請者に対し、追加資料の提出を求めるものとする。

第3章の2～第6章

第10条の2～第18条 (略)

附 則 (略)

別紙1(第3条関係) (略)

## 別紙2(第6条及び第10条の3関係)

第6条(7)又は第10条の3(7)による審査は、関係法令、基幹放送普及計画及び基幹放送用周波数使用計画によるほか、下記の基準によることとする。

### 記

1 その業務の認定を受けようとする者（以下この別紙2において「申請者」という。）が確実にその事業の計画を実施することができること。

2 その放送番組の編集は、次に掲げる事項に適合するものでなければならない。

(1) 公安及び善良な風俗を害しないこと。特に、放送番組に成人向け番組が含まれる場合は、当該番組の視聴契約に際し、視聴者が視聴可能年齢以上であることを確認した上で視聴契約を締結するとともに、ペアレンタルロック等の青少年保護措置を講ずるものであること。

(2) 政治的に公平であること。

(3) 報道は、事実を曲げないですること。

(4) 意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること。

3 教育的効果を目的とする放送を専ら行う者であるときは、次に掲げるところに合致するものであること。

(1) 一週間の放送時間（補完放送であって、超短波放送の主音声又はテレビジョン放送の映像に伴うもの以外のものの放送を行う場合は、当該補完放送の放送番組と超短波放送の主音声又はテレビジョン放送の映像に係る放送番組のそれぞれの放送時間）において、教育番組の放送時間がその50%以上を占めるものであること。

(2) 学校教育のための放送又は社会教育のための放送の分量及び配列が当該放送の意図する効果をもたらすために適切なものであること。

(3) (1)に規定する放送以外の放送を行うときは、その内容、分量、及び配列が(1)に規定する放送を行うことに支障を与えないものであり、かつ、その放送の効果を阻害しないものであること。

4 臨時かつ一時の目的のための放送を専ら行うときは、その放送番組は、当該目的の達成のために必要な範囲内のものであること。

5 テlevision放送を行う放送事業者は、静止し、又は移動する事物の瞬間的影像を視覚障害者に対して説明するための音声その他の音響を聞くことができる放送番組及び音声その他の音響を聴覚障害者に対して説明するための文字又は図形を見る能够な放送番組をできる限り多く設けるものであること。

6 申請者（法第8条に規定する放送を専ら行う基幹放送の業務の申請者を除く。）は、放送番組の種別及び放送の対象とする者に応じた放送番組の編集の基準を定め、かつ、その基準に従って放送番組の編集及び放送を行うものであること。

7 放送番組の編集の基準を定め、又は変更した場合には、法第5条第2項の規定により、これを公表すること。

8 申請者は、法第6条第1項に規定する審議機関を設置すること。

9 教育番組については、その放送の対象とする者が明確で、内容がその者に有益適切であり、組織的かつ継続的であるようにするとともに、その放送の計画及び内容をあらかじめ公衆が知ることができるようにすること。この場合において、当該番組が学校向けのものであるときは、その内容が学校教育に関する法令の定める教育課程の基準に準拠すること。

- 10 学校向けの教育番組の放送を行う場合には、その放送番組に学校教育の妨げになると認められる広告を含めるものでないこと。
- 11 その業務（衛星基幹放送試験局を用いて行う衛星基幹放送の業務を除く。）は、毎日放送を行うものであること。
- 12 申請者は、特定の者からのみ放送番組の供給を受けることとなる条項を含む放送番組の供給に関する協定を締結するものでないこと。
- 13 内外放送を行う場合には、放送を通じた国際的な文化交流及び相互理解の増進が図られるものであること。
- 14 申請者は災害に関する放送を行うものであること。
- 15 超短波放送又はテレビジョン放送による基幹放送の業務の認定に当たっては、補完放送であって、超短波放送の主音声又はテレビジョン放送の映像に伴うもの以外のものの放送を行う場合は、超短波放送の主音声又はテレビジョン放送の映像が主であると認められるものであること。
- 16 放送受信者等の個人情報保護に関するガイドライン（令和4年個人情報保護委員会・総務省告示第1号）を遵守するための体制の整備が図られるものであること。
- 17 有料放送を行う場合は、有料放送の役務の提供に関する契約の締結をしようとする際に当該役務の提供を受けようとする者に対し当該役務の料金その他提供条件の概要を説明するための体制並びに有料放送の役務の提供に関する業務の方法又は料金その他の提供条件についての国内受信者（当該役務の提供を受けようとする者を含む。）からの苦情及び問い合わせを適切かつ迅速に処理するための体制の整備が図られるものであること。
- 18 その業務が試験放送の業務を行うものであるときは、1から17までの条件を満たすほか、次の条件を満たすものでなければならない。
- (1) 試験、研究又は調査の目的及び内容が法令に違反せず、かつ、公共の福祉に寄与するものであるとともに、放送及びその受信の進歩発達に必要なものであること。
  - (2) 試験、研究又は調査の計画が合理的なものであること。
  - (3) 放送番組は、その業務の目的とする試験、研究又は調査のために必要な範囲内のものであり、他人の営業に関する広告を含むものでないこと。
- 19 その使用するセグメント数又は基準セグメント数が7以上であるマルチメディア放送による移動受信用地上基幹放送（デジタル放送の標準方式第4章第2節に定める放送を行うものに限る。）を行おうとする申請者にあっては、自己又は他の移動受信用地上幹放送事業者（デジタル放送の標準方式第4章第2節に定める放送の業務を行う者に限る。以下この項において同じ。）の放送番組の検索又は選択に関する情報を含む放送を行うことを放送事項に明確に記載している場合に限り、当該情報の送信に当たって、次に掲げる事項に適合していること。ただし、他に放送番組の検索又は選択に関する情報を含む放送を行う移動受信用地上基幹放送事業者であってこれらの要件に適合するものが既にある場合は、この限りでない。
- ア 当該情報の送信のため1セグメントを確保していること。
  - イ 全ての移動受信用地上基幹放送事業者の放送番組の検索又は選択に関する情報を送信することが可能であること。
  - ウ 全ての移動受信用地上基幹放送事業者との間において、放送番組の検索又は選択に関する情報の送信に関する情報を共有するための体制が整っていること。

エ 放送番組の検索又は選択に関する情報の集約や送信の方法及び当該情報の送信に係る料金が、特定の移動受信用地上基幹放送事業者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

### 別紙3(第7条関係)

衛星基幹放送の業務に関し、衛星基幹放送事業者に指定することのできる周波数が不足するときは、特別の事情がある場合を除き、次に掲げる基準により比較審査を行うものとする。

1 認定を受けるべき衛星基幹放送の業務の順位は、次に掲げる順序による。

- (1) 超高精細度テレビジョン放送を行う衛星基幹放送の業務
- (2) 高精細度テレビジョン放送を行う衛星基幹放送の業務
- (3) 標準テレビジョン放送を行う衛星基幹放送の業務
- (4) 超短波放送又はデータ放送を行う衛星基幹放送の業務
- (5) その他の衛星基幹放送の業務

2 上記1の審査において同順位となった二以上の申請について更に審査を行う必要があるときは、次に掲げる基準のいずれにも適合しているものを優先するものとする。

(1) 広告放送の割合

一週間当たりの放送時間全体における対価を得て行う広告放送に係る放送時間の占める割合が3割を超えないことが放送事項に明確に記載されていること。

(2) 青少年の保護

成人向け番組を含む放送を行わないことが放送事項に明確に記載されていること。

(3) 字幕番組の充実

字幕付与可能な放送番組に係る一週間当たりの放送時間全体における字幕を付与する放送番組に係る放送時間の占める割合が5割以上であることが事業計画書に明確に記載されていること。

※ 「字幕付与可能な放送番組」とは、次に掲げる放送番組を除く全ての放送番組をいう。

以下同じ。

ア 技術的に字幕を付すことができない番組（例：現在のところ、複数人が同時に会話をを行う生放送番組）

イ 外国語の番組

ウ 大部分が器楽演奏の音楽番組

エ 権利処理上の理由等により字幕を付すことができない番組

(4) 放送番組の高画質性

超高精細度テレビジョン放送を行う場合であって、一部の時間帯において超高精細度テレビジョン放送（当該超高精細度テレビジョン放送の水平方向及び垂直方向の輝度信号の画素数と同等以上の水平方向及び垂直方向の輝度信号の画素数を有する超高精細度カメラ等により制作・編集された放送番組を放送するものに限る。以下この別紙3において「特定超高精細度テレビジョン放送」という。）以外の超高精細度テレビジョン放送を行うときは、特定超高精細度テレビジョン放送以外の超高精細度テレビジョン放送を受信する者が特定超高精細度テレビジョン放送以外の超高精細度テレビジョン放送であることを明らかに識別することができるようにするための措置（以下この別紙3において「超高精細度テレビジョン放送識別措置」という。）を講ずることが放送事項に明確に記載されていること。 高精細度テレビジョン放送を行う場合は、一週間当たりの放送時間全体における高精細度テレビジョン放送（ハイビジョンカメラ等により制作・編集された放送番組の放送に限る。）に係る放送時間の占める割合が5割以上であることが放送事項に明確に記載されていること。

3 上記2の審査において同順位となった二以上の申請について更に比較審査を行う必要があるときは、次に掲げる基準への適合性その他放送の普及及び健全な発達への寄与の程度を総合的に勘案し、最も公共の福祉に適合するものを優先するものとする。

## (1) 事業計画の確実性

次に掲げる事項その他事業計画の確実性を総合的に勘案し、より業務の維持が確実な事業計画を有するものであること。

ア 事業開始までの資金調達の適正性及び確実性

イ 事業開始後の収入及び費用の算出根拠の適正性並びに収入の確実性

## (2) 事業者の多様性

認定を受けようとする者が、申請の際、衛星基幹放送事業者でないこと。

## (3) 放送番組の多様性

衛星基幹放送による超高精細度テレビジョン放送以外の放送については、当該放送全体として、放送番組の分野の特定分野への偏り及び放送番組の内容の他の放送番組の内容との重複の程度等を勘案し、より放送番組の多様性の確保に資すること。

## (4) 広告放送の割合

一週間当たりの放送時間全体における対価を得て行う広告放送に係る放送時間の占める割合が3割を超えないことが放送事項に明確に記載されていること。

## (5) 青少年の保護

成人向け番組を含む放送を行わないことが放送事項に明確に記載されており、かつ、放送番組についてより充実した青少年保護措置を講ずるものであること。

## (6) 字幕番組等の充実

字幕付与可能な放送番組に係る一週間当たりの放送時間全体における字幕を付与する放送番組に係る放送時間の占める割合がより高いこと。また、解説付与可能な放送番組に係る一週間当たりの放送時間全体における解説を付与する放送番組に係る放送時間の占める割合がより高いこと。

## (7) 放送番組の高画質性

超高精細度テレビジョン放送を行う場合は、放送事項に明確に記載された一週間当たりの放送時間全体における特定超高精細度テレビジョン放送に係る放送時間の占める割合がより高く、かつ、特定超高精細度テレビジョン放送をより確実に行うことが可能な体制があること。

高精細度テレビジョン放送を行う場合は、放送事項に明確に記載された一週間当たりの放送時間全体における高精細度テレビジョン放送（ハイビジョンカメラ等により制作・編集された放送番組の放送に限る。）に係る放送時間の占める割合がより高いこと。

## (8) 災害に関する放送の実施

災害に関する放送の実施体制がより充実したものであること。

## (9) 放送番組の視聴需要

放送番組について、視聴者の需要がより高いものであること。

## (10) 周波数の有効利用

使用するトランスポンダ数がより効率的であること。

## (11) 放送の能率的な普及

認定後、できるだけ早期の業務開始が予定された計画であり、遅くとも、当該認定の有効期間内に業務開始が予定されていること。

4 放送衛星業務用の周波数を使用して行われる衛星基幹放送であって、右旋円偏波の電波の周波数を使用する業務の認定に際しては、上記3の「その他放送の普及及び健全な発達への寄与の程度」の審査については、3(9)の基準への適合性がより高い申請を優先するものとする（上記3(1)から(11)までの各基準への適合の度合いが総合的に同程度となる場合に限る。）。

5～7 (略)

別紙4(第10条の4関係) (略)

別添1～別添3 (略)

○基幹放送の業務に係る特定役員及び支配関係の定義並びに表現の自由享有基準の特例に関する省令（抄）

（平成二十七年総務省令第二十六号）

（特定役員の定義）

第三条 法第二条第三十三号の総務省令で定める者は、業務執行役員及び業務執行決定役員とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、法第二条第三十三号の法人又は団体が衛星基幹放送又は移動受信用地上基幹放送の業務を行う者であり、かつ、当該法人又は団体の業務執行決定役員であって業務執行役員でない者の数の当該法人又は団体の業務執行決定役員の総数に占める割合が三分の一を超えない場合における当該業務に係る同号の総務省令で定める者は、業務執行役員とする。

（特別の関係）

第四条 法第二条第三十四号イの総務省令で定める特別の関係は、次のいずれかに該当する関係とする。

- 一 一の者が有する法人又は団体（一般社団法人等を除く。以下この号において同じ。）の議決権の数の当該法人又は団体の議決権の総数に占める割合が二分の一を超える場合における当該一の者（以下この条において「支配株主等」という。）と当該法人又は団体（以下この条において「被支配法人等」という。）との関係
- 二 一の法人又は団体の特定役員で他の法人又は団体（一般社団法人等に限る。以下この号において同じ。）の特定役員の地位を兼ねる者の数の当該他の法人又は団体の特定役員の総数に占める割合が二分の一を超える場合における当該一の法人又は団体と当該他の法人又は団体との関係
- 2 被支配法人等が有する他の法人又は団体（一般社団法人等を除く。以下この項において同じ。）の議決権の数の当該他の法人又は団体の議決権の総数に占める割合が二分の一を超える場合には、当該他の法人又は団体も、支配株主等の被支配法人等とみなして前項第一号の規定を適用する。

（支配関係に該当する議決権の占める割合）

第五条 法第二条第三十四号イの総務省令で定める割合は、十分の一とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、法第二条第三十四号イの一の者が地上基幹放送の業務に係る次のいずれかに該当する者であり、かつ、同号イの法人又は団体が当該地上基幹放送の業務に係る放送対象地域と重複しない放送対象地域において地上基幹放送の業務を行う者である場合における当該業務に係る同号イの総務省令で定める割合は、三分の一とする。

- 一 申請者
- 二 一の者及び当該一の者の子会社その他法第二条第三十四号イに規定する特別の関係にある者が有する申請者の議決権の数の当該申請者の議決権の総数に占める割合が十分の一を超える場合における当該一の者（認定放送持株会社を除く。）
- 3 第一項の規定にかかわらず、法第二条第三十四号イの法人又は団体が衛星基幹放送又は移動受信用地上基幹放送の業務を行う者である場合における当該業務に係る同号イの総務省令で定める割合は、三分の一とする。

（支配関係に該当する兼任役員の占める割合）

第六条 法第二条第三十四号ロの総務省令で定める割合は、五分の一とする。

(法第二条第三十二条ハに定める場合)

第七条 法第二条第三十四条ハの総務省令で定める場合は、一の法人又は団体の代表権を有する特定役員又は常勤の特定役員が他の法人又は団体の代表権を有する特定役員又は常勤の特定役員の地位を兼ねる場合とする。

(通則)

第八条 法第九十三条第一項第五号ただし書（法第百六十二条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の総務省令で定める場合は、申請者等（二以上の者が申請者に対して支配関係を有する場合にあっては、当該二以上の者ごとの申請者等）が次の各号のいずれにも適合する場合（当該申請者等が認定放送持株会社等である場合にあっては、当該認定放送持株会社等が次の各号のいずれにも適合する場合又は当該認定放送持株会社等に係る認定放送持株会社が次条各号のいずれにも適合する場合）とする。ただし、基幹放送の普及及び健全な発達のため特に必要があると認められる場合その他特別の事情がある場合は、この限りではない。

一 申請者等がテレビジョン放送による地上基幹放送の業務に関し使用する放送系の数の合計が一を超える場合にあっては、次のいずれにも該当すること。

- イ 当該テレビジョン放送による地上基幹放送の業務に係る放送対象地域が重複しないこと。
- ロ 特定議決権保有関係を支配関係に該当しないものとみなした場合に、申請者等がテレビジョン放送による地上基幹放送の業務に関し使用する放送系の数の合計が九を超えないこと。

二 申請者等がラジオ放送（コミュニティ放送を除く。以下この号において同じ。）による地上基幹放送の業務に関し使用する放送系の数の合計が四を超える場合にあっては、次のいずれにも該当すること。

- イ 当該ラジオ放送による地上基幹放送の業務に係る一の放送対象地域の全部又は一部において申請者等がラジオ放送による地上基幹放送の業務に関し使用する放送系の数の合計（ロの放送系の数の合計に含まれるものと除く。）にロの放送系の数の合計を加えた数が、いずれの放送対象地域においても九を超えないこと。

- ロ 特定議決権保有関係を支配関係に該当しないものとみなした場合に、申請者等がラジオ放送による地上基幹放送の業務に関し使用する放送系の数の合計が九を超えないこと。

- ハ 当該ラジオ放送による地上基幹放送の業務に係る一の放送対象地域の全部又は一部において申請者等がラジオ放送による地上基幹放送の業務に関し使用する放送系の数の合計が、いずれの放送対象地域においても四を超えないこと。

三 申請者等がラジオ放送（コミュニティ放送に限る。以下この号において同じ。）による地上基幹放送の業務に関し使用する放送系の数の合計が一を超える場合にあっては、次のいずれにも該当すること。

- イ 特定議決権保有関係を支配関係に該当しないものとみなした場合に、申請者等が一の都道府県においてラジオ放送による地上基幹放送の業務に関し使用する放送系の数の合計が一を超える場合にあっては、それらの放送系に係る放送対象地域がいずれも特定の一の市区町村の区域をその全部又は一部とするものであること。

- ロ 特定議決権保有関係を支配関係に該当しないものとみなした場合に、申請者等がラジオ放送による地上基幹放送の業務に関し使用する放送系に係る放送対象地域の全部又は一部を含む都道府県の数が九を超えないこと。

四 申請者等にラジオ放送（コミュニティ放送を除く。）による地上基幹放送の業務を行う者及び

ラジオ放送（コミュニティ放送に限る。）による地上基幹放送の業務を行う者のいずれもが属する場合にあっては、次のいずれにも該当すること。

イ 当該ラジオ放送（コミュニティ放送を除く。）による地上基幹放送の業務に係る放送対象地域と当該ラジオ放送（コミュニティ放送に限る。）による地上基幹放送の業務に係る放送対象地域とが重複しないこと。

ロ 特定議決権保有関係を支配関係に該当しないものとみなした場合に、申請者等にラジオ放送（コミュニティ放送を除く。）による地上基幹放送の業務を行う者又はラジオ放送（コミュニティ放送に限る。）による地上基幹放送の業務を行う者のいずれかが属さないこと。

五 申請者等に係る第二条第十七号に規定する一の者がテレビジョン放送による地上基幹放送の業務を自ら行い、又はテレビジョン放送による地上基幹放送の業務を行う者に対して支配関係を有し、かつ、当該一の者がそれらのテレビジョン放送による地上基幹放送の業務に係る放送対象地域と重複する放送対象地域においてラジオ放送（全国放送を除く。以下この号において同じ。）による地上基幹放送の業務を自ら行い、又はラジオ放送による地上基幹放送の業務を行う者に対して支配関係を有する場合にあっては、当該一の者が当該重複する地域において新聞社を自ら経営し、又は新聞社を経営する者に対して支配関係を有するものでないこと。ただし、当該重複する地域において、他に基幹放送事業者、新聞社、通信社その他のニュース又は情報の頒布を業とする事業者がある場合であって、当該一の者（当該一の者がある者に対して支配関係を有する場合におけるその者を含む。）がニュース又は情報の独占的頒布を行うこととなるおそれがないときは、この限りでない。

六 申請者等が衛星基幹放送の業務に関し使用するトランスポンダ数の合計が四を超える場合にあっては、次のいずれにも該当すること。

イ 申請者等が衛星基幹放送（超高精細度テレビジョン放送を除く。）の業務に関し使用するトランスポンダ数の合計が四を超えないこと。

ロ 申請者等が衛星基幹放送（超高精細度テレビジョン放送に限る。）の業務に関し使用するトランスポンダ数の合計が四を超えないこと。

七 申請者等に地上基幹放送の業務を行う者及び衛星基幹放送の業務を行う者のいずれもが属する場合にあっては、次のいずれにも該当すること。

イ 一の者及び当該一の者の子会社その他法第二条第三十四号イに規定する特別の関係にある者が有する衛星基幹放送（放送衛星業務用の周波数を使用して行われるものに限る。以下このイにおいて同じ。）の業務を行う者の議決権の数の当該衛星基幹放送の業務を行う者の議決権の総数に占める割合が三分の一を超え二分の一以下の場合における当該一の者と当該衛星基幹放送の業務を行う者の関係を支配関係に該当しないものとみなした場合に、申請者等に地上基幹放送の業務を行う者又は衛星基幹放送の業務を行う者のいずれかが属さないこと。

ロ 申請者等が衛星基幹放送（放送衛星業務用の周波数を使用して行われるもの除外。）の業務に関し使用するトランスポンダ数の合計が二を超えないこと。

八 申請者等が移動受信用地上基幹放送（全国放送に限る。）の業務に関し使用するセグメント数の合計が十三を超えないこと。

九 申請者等が移動受信用地上基幹放送（広域放送又は県域放送に限る。以下この号において同じ。）の業務に関し使用するセグメント数の合計が一の放送対象地域において六を超えず、かつ、次のいずれにも該当すること。

イ 当該移動受信用地上基幹放送の業務に係る放送対象地域の数が二を超えないこと。

ロ 当該移動受信用地上基幹放送の業務に係る放送対象地域の数が二である場合にあっては、

これらの放送対象地域が隣接すること。

- 十 申請者等に、次のいずれかに該当する者が属さないこと。
- イ 地上基幹放送（テレビジョン放送及びラジオ放送を除く。）の業務を行う者
  - ロ 移動受信用地上基幹放送（全国放送、広域放送及び県域放送を除く。）の業務を行う者
  - ハ 日本放送協会又は放送大学学園
- (認定放送持株会社であって総務省令で定めるもの)
- 第九条 法第百六十二条第一項の規定により読み替えて適用する法第九十三条第一項第五号ハの認定放送持株会社であって総務省令で定めるものは、次の各号のいずれにも適合する認定放送持株会社とする。ただし、基幹放送の普及及び健全な発達のため特に必要があると認める場合その他特別の事情がある場合は、この限りではない。
- 一 当該認定放送持株会社に係る認定放送持株会社等が前条各号（第一号ロ、第二号イ及びロ、第三号、第四号ロ並びに第七号を除く。）のいずれにも適合すること。
  - 二 当該認定放送持株会社に係る認定放送持株会社等が次のいずれにも該当すること。ただし、当該認定放送持株会社等が前条第一号ロ、第二号イ及びロ、第三号並びに第四号ロのいずれにも適合する場合は、この限りでない。
    - イ 当該認定放送持株会社の関係会社である地上基幹放送の業務を行う者が、二以上の放送系に係る地上基幹放送の業務を自ら行うものでないこと。
    - ロ 当該認定放送持株会社の関係会社である地上基幹放送の業務を行う者が、当該地上基幹放送の業務に係る放送対象地域と重複する放送対象地域において地上基幹放送の業務を行う者に対して支配関係を有しないこと。
    - ハ 特定議決権保有関係を支配関係に該当しないものとみなした場合に、当該認定放送持株会社の関係会社である地上基幹放送の業務を行う者が、他の地上基幹放送の業務を行う者に対して支配関係を有しないこと。
  - 三 当該認定放送持株会社に係る認定放送持株会社等が次のいずれにも該当すること。ただし、当該認定放送持株会社等が前条第七号に適合する場合は、この限りでない。
    - イ 当該認定放送持株会社の関係会社である地上基幹放送の業務を行う者が衛星基幹放送（放送衛星業務用の周波数を使用して行われるものに限る。以下この号において同じ。）の業務を自ら行うものでないこと。
    - ロ 当該認定放送持株会社の関係会社である地上基幹放送の業務を行う者又は衛星基幹放送の業務を行う者の方の者が他方の者に対して支配関係を有しないこと。
  - 四 基幹放送の業務を行う者（当該認定放送持株会社の子会社を除く。）の特定役員で当該認定放送持株会社の特定役員の地位を兼ねる者の数の当該認定放送持株会社の特定役員の総数に占める割合が五分の一を超えないこと。
  - 五 基幹放送の業務を行う者（当該認定放送持株会社の子会社を除く。）の代表権を有する特定役員又は常勤の特定役員が当該認定放送持株会社の代表権を有する特定役員又は常勤の特定役員の地位を兼ねないこと。

(認定経営基盤強化計画に従って特例役員兼任関係を有する場合の特例)

- 第十条 一の法人又は団体が認定特定放送番組同一化実施方針を提出した国内基幹放送事業者（その国内基幹放送の業務に係る放送対象地域が法第百十六条の三第一項に規定する指定放送対象地域で

あるものに限る。) に対して当該認定特定放送番組同一化実施方針に従って特例役員兼任関係を有する場合における当該一の法人又は団体を第二条第十七号に規定する一の者とする申請者等に対する前二条の規定の適用については、当該特例役員兼任関係は、支配関係に該当しないものとみなす。

- 2 前項の特例役員兼任関係とは、同項の一の法人又は団体の特定役員で同項の国内基幹放送事業者の特定役員の地位を兼ねる者の数の当該国内基幹放送事業者の特定役員の総数に占める割合が五分の一を超える三分の一以下である場合における当該一の法人又は団体と当該国内基幹放送事業者の関係をいう。

#### (経営困難状態等に係る特例)

第十一条 地上基幹放送の業務を行う者又は当該者に対して支配関係を有する者（認定放送持株会社及びその関係会社を除く。以下この条において「支配株主等」という。）が他の地上基幹放送の業務を行う者に対して支配関係を有する場合で、かつ、当該他の地上基幹放送の業務を行う者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該支配株主等を第二条第十七号に規定する一の者とする申請者等に対する第八条（第一号から第五号までに係る部分に限る。）の規定の適用については、当該他の地上基幹放送の業務は、地上基幹放送の業務に該当しないものとみなす。

- 一 当該他の地上基幹放送の業務に係る認定等（地上基幹放送の業務の認定又は特定地上基幹放送局の免許をいう。以下この条において同じ。）の有効期間中に次に掲げる事項のいずれかに該当したこと（当該認定等の時より前の時に次に掲げる事項のいずれかに該当したことがある場合には、当該支配株主等が当該他の地上基幹放送の業務を行う者に対して支配関係を有しないことにより当該他の地上基幹放送の業務を行う者が次の認定更新等（地上基幹放送の業務の認定の更新又は特定地上基幹放送局の再免許をいう。以下この条において同じ。）の時までに当該業務を維持することが困難になるおそれがある財政状態にある場合に限る。）。
- イ 会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）の更生手続開始の決定を受けていること。
  - ロ 民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）の再生手続開始の決定を受けていること。
  - ハ 債務超過の状態が二年間継続しており、かつ、債務超過の状態にある事業年度を含む連續する三以上の事業年度において経常損失が生じていること。
- 二 当該他の地上基幹放送の業務に係る直近の認定更新等の時に前号に規定する財政状態にある場合に該当しており、かつ、当該財政状態にある場合に該当すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、当該他の地上基幹放送の業務に係る直近の認定更新等の時に第一号又は前号のいずれかに該当するもの（第一号に該当する場合には、同号に規定する財政状態にある場合に限る。）として当該基幹放送の業務に係る認定更新等を受けていること。
- 2 前項に規定する他の地上基幹放送の業務を行う者は、その者の財政状態を証する書類を総務大臣に提出し、その財政状態が同項第一号ハに掲げる事項に該当していることについて、総務大臣の確認を受けることができる。

#### (第九条第二号の規定の適用に係る特例)

第十二条 認定放送持株会社等にテレビジョン放送による地上基幹放送の業務を行う者及びラジオ放送による地上基幹放送の業務を行う者のいずれもが属する場合は、当該認定放送持株会社等に対する第九条第二号の規定の適用については、同号イからハまでの規定中「こと」とあるのは、「こと。ただし、当該地上基幹放送の業務のうち一方がテレビジョン放送による地上基幹放送の業務であ

り、かつ、他方がラジオ放送による地上基幹放送の業務である場合は、この限りでない」とする。

- 2 認定放送持株会社等が第八条第一号の規定に適合する場合は、当該認定放送持株会社等に対する第九条第二号の規定の適用については、同号イ及びハの規定中「こと」とあるのは、「こと。ただし、当該地上基幹放送の業務がいずれもテレビジョン放送による地上基幹放送の業務である場合は、この限りでない」とする。
- 3 認定放送持株会社等が第八条第二号の規定に適合する場合は、当該認定放送持株会社等に対する第九条第二号の規定の適用については、同号イからハまでの規定中「こと」とあるのは、「こと。ただし、当該地上基幹放送の業務がいずれもラジオ放送（コミュニティ放送を除く。）による地上基幹放送の業務である場合は、この限りでない」とする。
- 4 認定放送持株会社等が第八条第三号の規定に適合する場合は、当該認定放送持株会社等に対する第九条第二号の規定の適用については、同号イからハまでの規定中「こと」とあるのは、「こと。ただし、当該地上基幹放送の業務がいずれもラジオ放送（コミュニティ放送に限る。）による地上基幹放送の業務である場合は、この限りでない」とする。

（第八条第七号イ及び第九条第三号ハの規定の適用に係る特例）

第十三条 第八条第七号イ及び第九条第三号ロの規定の適用については、同一の認定放送持株会社の子会社である地上基幹放送の業務を行う者又は衛星基幹放送の業務を行う者の一方の者が他方の者に対して法第二条第三十四号ロ又はハに規定する関係を有する場合における当該関係は、支配関係に該当しないものとみなす。

（雑則）

第十四条 次に掲げる基幹放送の業務は、第八条及び第九条の規定の適用については、基幹放送の業務に該当しないものとみなす。

- 一 臨時目的放送又は多重放送による基幹放送の業務
  - 二 データ放送による衛星基幹放送の業務であって、専ら次のいずれかの情報を送信するもの
    - イ 放送番組の配列を示す情報
    - ロ 放送法施行規則第七条第一項第六号に規定する情報
- 2 日本放送協会又は放送大学学園を申請者とする申請者等は、第八条の規定の適用については、同条各号に適合するものとみなす。